



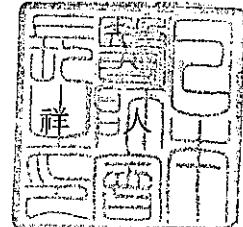
日医発第 698 号 (地 I 129)

平成 20 年 9 月 26 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐澤



医療機器等の滅菌消毒の業務及び患者等の
寝具類の洗濯の業務等について

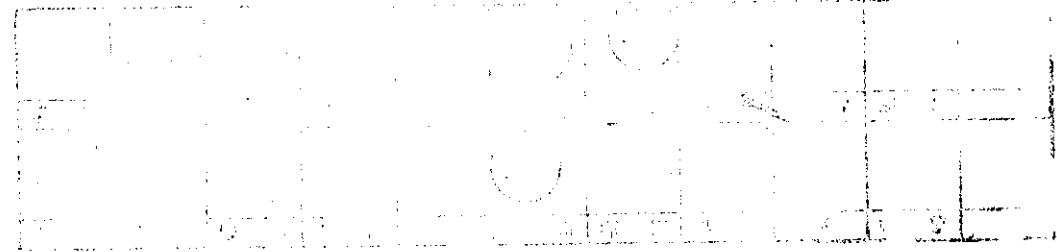
時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局長より都道府県知事、政令市市長、特別区区長宛に「医療機器等の滅菌消毒の業務及び患者等の寝具類の洗濯の業務等について（改正）」の通知が発出されるとともに、本会に対してもその周知方依頼がありました。

本通知は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」が平成 20 年 5 月 12 日に施行され、感染症の類型等として新たに「新型インフルエンザ等感染症」が第 7 項として追加されたこと等を受け、平成 5 年 2 月 15 日付厚生省健康政策局長通知「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」の一部を別添のとおり改正するものです。業務等の内容についての変更はありません。

併せて、「『病院、診療所等の業務委託について』の一部改正について（通知）」、「『感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について』の一部改正について（通知）」の通知がなされております。

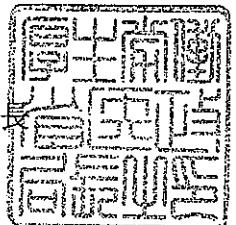
つきましては、貴会におかれましても本件に関しましてご了知いただきますとともに、貴会管下会員等への周知方につきましてご高配賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。



医政発第0829002号
平成20年8月29日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局



医療機器等の滅菌消毒の業務及び患者等
の寝具類の洗濯の業務等について(改正)

標記について、別添（写）のとおり各都道府県知事、政令市市長及び特別区区長あて通知したので、御了知いただくとともに、傘下の会員に対し周知方よろしくお願ひいたします。

写

医政発第0829001号
平成20年8月29日

各 都道府県知事
政令市市長
特別区区長 殿

厚生労働省医政局長

医療機器等の滅菌消毒の業務及び患者等
の寝具類の洗濯の業務等について(改正)

標記については、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成5年2月15日健政発第98号厚生省健康政策局長通知。以下「平成5年局長通知」という。)により取り扱われているところであるが、今般、平成5年局長通知の一部を別添のとおり改正することとし、それらの概要是下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、貴職から管下保健所設置市、医療機関及び関係団体等に対し周知方をお願いする。

記

○ 改正の概要

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」が施行(平成20年5月12日施行)され、感染症の類型等として、新たに「新型インフルエンザ等感染症」が追加されたことに伴う改正を行う。

(参考資料 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律新旧対照表」参照)

◎医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成5年2月15日健政発第98号）

（傍線の部分は改正部分）

改

正

現

行

第一、第二（略）

第一、第二（略）

第三 業務委託に関する事項

1、2（略）

1、2（略）

第三 業務委託に関する事項

3 医療機器等の滅菌消毒の業務（新省令第九条の九関係）
 （1）業務の範囲等に関する事項

ア 業務の範囲（略）

イ 委託できる医療機器又は纖維製品の範囲

病院、診療所若しくは助産所が滅菌消毒業務を委託することができる医療機器又は纖維製品は、次に掲げるもの以外のものとすること。

① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第七項までに規定する感染症の病原体により汚染された医療機器又は纖維製品（汚染されたおそれのある医療機器又は纖維製品を含む。）であつて、医療機関において、同法第二十九条の規定に基づいて定められた方法による消毒が行われていないもの。ただし、医療機関において滅菌消毒業務を行う場合であつて、運搬専用の密閉性、防水性及び耐貫通性の容器による運搬体制及び防護服の着用等による作業体制が確立されている場合は、同条の規定に基づく消毒が行われていないものを委託することがで

第三 業務委託に関する事項

第一、第二（略）

第三 業務委託に関する事項

3 医療機器等の滅菌消毒の業務（新省令第九条の九関係）
 （1）業務の範囲等に関する事項

ア 業務の範囲（略）

イ 委託できる医療機器又は纖維製品の範囲

病院、診療所若しくは助産所が滅菌消毒業務を委託することができる医療機器又は纖維製品は、次に掲げるもの以外のものとすること。

① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第六項までに規定する感染症の病原体により汚染された医療機器又は纖維製品（汚染されたおそれのある医療機器又は纖維製品を含む。）であつて、医療機関において、同法第二十九条の規定に基づいて定められた方法による消毒が行われていないもの。ただし、医療機関において滅菌消毒業務を行う場合であつて、運搬専用の密閉性、防水性及び耐貫通性の容器による運搬体制及び防護服の着用等による作業体制が確立されている場合は、同条の規定に基づく消毒が行われていないものを委託することがで

きるものである」と

② (略)

(2) (5) (略)

457 (略)

きるものである」と

② (略)

(2) (5) (略)

457 (略)

8 患者等の寝具類の洗濯の業務 (新省令第九条の十四関係)

(1) 業務の範囲等に関する事項

ア 業務の範囲等 (略)

イ 委託できる寝具類の範囲

病院が洗濯を委託することができる寝具類は、次に掲げるもの以外のものとすること。

① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。)であつて、病院において、病院において、同法第二十九条の規定に基づいて定められた方法による消毒が行われていないもの。

以下 (略)

② (略)

きるものである」と

② (略)

(2) (5) (略)

457 (略)

8 患者等の寝具類の洗濯の業務 (新省令第九条の十四関係)

(1) 業務の範囲等に関する事項

ア 業務の範囲等 (略)

イ 委託できる寝具類の範囲

病院が洗濯を委託することができる寝具類は、次に掲げるもの以外のものとすること。

① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項までに規定する感染症の病原体により汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。)であつて、病院において、同法第二十九条の規定に基づいて定められた方法による消毒が行われていないもの。

以下 (略)

② (略)

(参考)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)
(第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

		改 正 案	現 行
目次			
第一章	前文	総則(第一条—第八条)	
第二章		基本指針等(第九条—第十一条)	
第三章		感染症に関する情報の収集及び公表(第十二条—第十六条の二)	
第四章		健康診断、就業制限及び入院(第十七条—第二十六条の二)	
第五章		消毒その他の措置(第二十七条—第三十六条)	
第六章		医療(第三十七条—第四十四条)	
第七章		新型インフルエンザ等感染症(第四十四条の二—第四十四条の五)	
第八章		新感染症(第四十四条の六—第五十三条)	
第九章		結核(第五十三条の二—第五十三条の十五)	
第十章		感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置(第五十四条—第五十六条の二)	
第十一章		特定病原体等	
第一節		一種病原体等(第五十六条の三—第五十六条の五)	
第二節		二種病原体等(第五十六条の六—第五十六条の十五)	
第三節		三種病原体等(第五十六条の十六・第五十六条の十七)	
第四節		所持者等の義務(第五十六条の十八—第五十六条の二十九)	
第五節		監督(第五十六条の三十一—第五十六条の三十八)	
第六節		費用負担(第五十七条—第六十三条)	
第七節		罰則(第六十三条の二—第六十六条)	
第八節		附則(第六十七条—第八十一条)	
第九節		監督(第五十六条の三十一—第五十六条の三十八)	
第十節		費用負担(第五十七条—第六十三条)	
第十一節		罰則(第六十七条—第八十一条)	
第十二節		監督(第五十六条の三十一—第五十六条の三十八)	
第十三節		費用負担(第五十七条—第六十三条)	
第十四節		罰則(第六十七条—第八十一条)	
附則		附則	

(定義)

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

(略)

3 2 この法律において「二類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾患をいう。

1 4 (略)
5 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。第五項第七号において「鳥インフルエンザ (H5N1)」) という。)

5 4 この法律において「四類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾患をいう。

1 6 (略)
7 鳥インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) を除く。)
8 11 (略)
6 この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾患をいう。
1 インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)

7 二九 (略)
この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾患をいう。
1 新型インフルエンザ (新たに人から人に伝染する能力を有することとなつたウイルスを病原体とするインフルエンザであつて、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから当該感染症の全国的かつ急速な蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)
2 再興型インフルエンザ (かつて世界的規模で流行したインフルエンザであつてその後流行することなく長期間が経過しているも

(定義)

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

(略)

3 2 この法律において「二類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾患をいう。

1 4 (略)
(新設)

5 4 この法律において「四類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾患をいう。

1 6 (略)
7 鳥インフルエンザ
8 11 (略)
6 この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾患をいう。
1 インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く。)

二九 (略)
(新設)

のとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであつて、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速な蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

8| この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であつて、第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病的まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

9| 12| (略)

13| この法律において「特定感染症指定医療機関」とは、新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。

14| この法律において「第一種感染症指定医療機関」とは、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

15| この法律において「第二種感染症指定医療機関」とは、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

16| 22| (略)

23| この法律において「四種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であつて、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。
一 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH₂N₂、H₅N₁若しくはH₇N₇であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。）

二| 11| (略)

(指定感染症に対するこの法律の準用)

7| 8| 11| (略)
12| 13| この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症及び三類感染症を除く。）であつて、第三章から第六章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病的まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

13| 14| 15| この法律において「第一種感染症指定医療機関」とは、一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

14| 15| この法律において「第二種感染症指定医療機関」とは、二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

22| 21| (略)
22| この法律において「四種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であつて、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。
一 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH₂N₂、H₅N₁又はH₇N₇であるものに限る。）

二| 11| (略)

(指定感染症に対するこの法律の準用)

写

医政経発第0829003号
平成20年8月29日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長

「病院、診療所等の業務委託について」の一部改正について（通知）

標記については、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知。以下「平成5年課長通知」という。）により取り扱われているところであるが、今般、平成5年課長通知の一部を別添のとおり改正することとし、それらの概要は下記のとおりであるので、管下医療機関に周知方お願いすると共に、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

○ 改正の概要

- 1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」が施行され、感染症の類型等として、新たに「新型インフルエンザ等感染症」が追加されたことに伴う改正を行う。
- 2 その他所要の改正

(傍線の部分は改正部分)

改

正

現

行

○病院、診療所等の業務委託について

(平成5年2月15日)
(指第一四号)

○病院、診療所等の業務委託について

(平成5年2月15日)
(指第一四号)

標記については、本年四月一日より、医療法（昭和二三年法律第二〇五号）第一五条の一、医療法施行令（昭和二三年政令第三二六号。以下「令」という。）第四条の七、医療法施行規則（昭和二三年厚生省令第五〇号。以下「規則」という。）第九条の七から第九条の一五及び「医療法の一部を改正する法律」の一部の施行について（平成五年一月一五日付け健政発第九八号厚生省健康政策局長通知）第三により取り扱われることとなるが、施行に当たつては、左記の事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

第一（略）

第二 病院又は診療所内で行う検体検査の業務について（令第
四条の七第一号関係）

第一（略）

第二 病院又は診療所内で行う検体検査の業務について（令第
四条の七第一号関係）

標記については、本年四月一日より、医療法（昭和二三年法律第二〇五号）第一五条の一、医療法施行令（昭和二三年政令第三二六号。以下「令」という。）第四条の六、医療法施行規則（昭和二三年厚生省令第五〇号。以下「規則」という。）第九条の七から第九条の一五及び「医療法の一部を改正する法律」の一部の施行について（平成五年一月一五日付け健政発第九八号厚生省健康政策局長通知）第三により取り扱われることとなるが、施行に当たつては、左記の事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

第一（略）

第二 病院又は診療所内で行う検体検査の業務について（令第
四条の七第一号関係）

第一（略）

第二 病院又は診療所内で行う検体検査の業務について（令第
四条の七第一号関係）

2 医療機関の対応

(1) 医療機関の管理体制

医療機関は、当該業務が適切に行われているか否かの確認及び内部精度管理の実施が適切に行われているか否かの確認を行う必要があるので、業務責任者を選

2 医療機関の対応

(1) 医療機関の管理体制

医療機関は、当該業務が適切に行われているか否かの確認及び内部精度管理の実施が適切に行われているか否かの確認を行う必要があるので、業務責任者を選

任し、委託した業務の改善等に関する受託責任者と定期的に、また、必要な場合には隨時、協議を行わせることが望ましいこと。

なお、業務責任者は、医療機関内で行われる検体検査業務が適切かつ効率的に実施されるよう統括管理する者とし、検査業務に関して相当の知識及び経験を有する医師、臨床検査技師であること。

(2)、(3)（略）

3、4（略）

第三 医療機器等の滅菌消毒の業務について（令第四条の七第二号関係）

1、2（略）

3 感染のおそれのある医療機器等の処理

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第七項までに規定する感染症の病原体により汚染されている医療機器等（汚染されているおそれのある医療機器等を含む。）以外の感染のおそれがある医療機器等は、医療機関において感染予防のために必要な処理を行つた上で、委託すること。

ただし、医療機関において滅菌消毒業務を行う場合であつて、運搬容器による運搬体制及び防護服の着用等による作業体制を確立している場合は、この限りでないこと。

4（略）

第四～七（略）

任し、委託した業務の改善等に関する受託責任者と定期的に、また、必要な場合には隨時、協議を行わせることが望ましいこと。

なお、業務責任者は、医療機関内で行われる検体検査業務が適切かつ効率的に実施されるよう統括管理する者とし、検査業務に関して相当の知識及び経験を有する医師、臨床検査技師、衛生検査技師であること。

(2)、(3)（略）

3、4（略）

第三 医療機器等の滅菌消毒の業務について（令第四条の七第二号関係）

1、2（略）

3 感染のおそれのある医療機器等の処理

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第六項までに規定する感染症の病原体により汚染されている医療機器等（汚染されているおそれのある医療機器等を含む。）以外の感染のおそれがある医療機器等は、医療機関において感染予防のために必要な処理を行つた上で、委託すること。

ただし、医療機関において滅菌消毒業務を行う場合であつて、運搬容器による運搬体制及び防護服の着用等による作業体制を確立している場合は、この限りでないこと。

4（略）

第四～七（略）

第八 患者等の寝具類の洗濯の業務について（令第四条の七第七号関係）

七号関係

1 (略)

医療機関の対応

(1) 病院は、医療法第二十一条に規定する洗濯施設として少なくとも感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体（以下「一類感染症等の病原体」という。）により汚染されているもの（汚染されているおそれのあるものを含む。以下同じ。）を処理することができる施設を有しなければならないこと。

(2) (略)

3～5 (略)

第九 施設の清掃の業務について（令第四条の七第八号関係）
受託者の業務の実施方法等

(1) ～ (4) (略)

(5) 特定感染症患者の病室の清掃の方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等により定められた特定の感染症患者の病室の清掃及び消毒業務を行う場合には、退室時の手洗い、入退室時のガウンテクニック、汚物などの適切な取り扱いなどにより、感染源の拡散を防止すること。

(6) ～ (8) (略)

第八 患者等の寝具類の洗濯の業務について（令第四条の七第七号関係）

七号関係

1 (略)

医療機関の対応

(1) 病院は、医療法第二十一条に規定する洗濯施設として少なくとも感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項までに規定する感染症の病原体（以下「一類感染症等の病原体」という。）により汚染されているもの（汚染されるおそれのあるものを含む。以下同じ。）を処理することができる施設を有しなければならないこと。

(2) (略)

3～5 (略)

第九 施設の清掃の業務について（令第四条の七第八号関係）
受託者の業務の実施方法等

(1) ～ (4) (略)

(5) 特定感染症患者の病室の清掃の方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）等により定められた特定の感染症患者の病室の清掃及び消毒業務を行う場合には、退室時の手洗い、入退室時のガウンテクニック、汚物などの適切な取り扱いなどにより、感染源の拡散を防止すること。

(6) ～ (8) (略)

別添

2～4 (略)

第十 (略)

(別添1) (略)

(別添2)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類に関する消毒方法

以下 (略)

(別紙1) (略)

(別紙2-1)

滅菌消毒業務委託モデル契約書

第一条～第四条 (略)

(対象物)

第五条 甲が乙に滅菌を委託する医療機器等は、仕様書に記すものとする。ただし、甲は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第七項までに規定する感染症の病原体に汚染されているもの若しくは汚染されているおそれのあるものであつて、医療機関において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十九条の規定に基づいて定められた消毒方法による消毒が行わ
れていなきものを乙に委託することはできない。

第六条～第十七条 (略)

(別紙2-1-2)、(別紙3) (略)

2～4 (略)

第十 (略)

(別添1) (略)

(別添2)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項までに規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類に関する消毒方法

以下 (略)

(別紙1) (略)

(別紙2-1)

滅菌消毒業務委託モデル契約書

第一条～第四条 (略)

(対象物)

第五条 甲が乙に滅菌を委託する医療機器等は、仕様書に記すものとする。ただし、甲は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第六項までに規定する感染症の病原体に汚染されているもの若しくは汚染されているおそれのあるものであつて、医療機関において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十九条の規定に基づいて定められた消毒方法による消毒が行わ
れていなきものを乙に委託することはできない。

第六条～第十七条 (略)

(別紙2-1-2)、(別紙3) (略)

(別紙4)

寝具類洗濯業務委託モデル契約書

第一条～第六条（略）

(対象物)

第七条 甲は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体により汚染されているおそれのある寝具類であつて、医療機関において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十九条の規定に基づいて定められた消毒方法による消毒が行われていないものの洗濯を乙に委託することはできない。

2 (略)

第八条～第十二条（略）

以下（略）

(別紙4)

寝具類洗濯業務委託モデル契約書

第一条～第六条（略）

(対象物)

第七条 甲は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項までに規定する感染症の病原体により汚染されているおそれのある寝具類であつて、医療機関において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十九条の規定に基づいて定められた消毒方法による消毒が行われていないものの洗濯を乙に委託することはできない。

2 (略)

第八条～第十二条（略）

以下（略）

写

医政経発第0829004号
平成20年8月29日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長

「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」の一部改正について（通知）

標記については、「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」（平成19年3月30日医政経発第0330002号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「平成19年課長通知」という。）により取り扱われているところであるが、今般、平成19年課長通知の一部を別添のとおり改正することとし、それらの概要は下記のとおりであるので、管下医療機関に周知方お願いすると共に、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

○ 改正の概要

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」が施行され、感染症の類型等として、新たに「新型インフルエンザ等感染症」が追加されたことに伴う改正を行う。

◎感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について（平成19年3月30日医政経発第0330002号）

（傍線の部分は改正部分）
（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>○感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について (平成十九年三月二〇日) (医政経発第〇三三〇〇〇二号)</p> <p>病院寝具類の洗濯業務において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四号）第六条第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類の消毒方法については、「病院、診療所等の業務委託について」（平成五年二月十五日付指第一四号厚生省健康政策局指導課長通知）により規定しているところである。</p> <p>今般、この消毒方法に関して、新たにオゾンガスによる消毒方法を追加することとし、別紙のとおり「オゾンガス消毒における留意事項」を定めたので、管下医療機関及び関係団体に対し周知方お願いする。</p> <p>なお、本通知の施行期日は平成十九年四月一日とする。</p> <p>以下（略）</p>	<p>○感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について (平成十九年三月三〇日) (医政経発第〇三三〇〇〇二号)</p> <p>病院寝具類の洗濯業務において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四号）第六条第二項から第五項までに規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類の消毒方法については、「病院、診療所等の業務委託について」（平成五年二月十五日付指第一四号厚生省健康政策局指導課長通知）により規定しているところである。</p> <p>今般、この消毒方法に関して、新たにオゾンガスによる消毒方法を追加することとし、別紙のとおり「オゾンガス消毒における留意事項」を定めたので、管下医療機関及び関係団体に対し周知方お願いする。</p> <p>なお、本通知の施行期日は平成十九年四月一日とする。</p> <p>以下（略）</p>